

令和8年度
岐阜県観光人材確保推進事業費補助金交付要綱
募集要項

【募集期間】

令和8年5月18日（月）～11月30日（月）

※申請書は、メール又は郵送（当日消印有効）で提出してください。

※申請をお考えの場合、できるだけ申請前に岐阜県観光企画課にご相談ください。（連絡先は本要項の10ページに掲載しています。）

【岐阜県ホームページ】

トップページ > 報道発表 > 2026年度 > 2026年5月 > 「岐阜県観光人材確保推進事業費補助金」の募集を開始します

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/495521.html>

令和8年5月

岐阜県観光文化スポーツ部 観光企画課
サステナブル・ツーリズム推進係

〔目次〕

1. 事業の目的	3
2. 補助対象事業者	3
3. 補助金の交付条件.....	4
4. 補助対象事業の概要.....	5
5. 補助対象期間.....	6
6. 補助率及び補助限度額.....	6
7. 申請手続.....	6
8. 交付決定について.....	7
9. 補助事業の完了.....	8
10. 補助金の請求と交付.....	8
11. 採用状況報告について.....	9
12. 事業実施における留意事項.....	9
13. 申請の流れについて.....	10
14. 申請書提出先及び問い合わせ先.....	10

1 事業の目的

観光産業の人材確保を促進するため、県内観光事業者等が自社や県内の観光産業で働く魅力を紹介する動画の作成に要する経費の一部について予算の範囲内で支援します。

2 補助対象事業者

(1) 岐阜県内に本社又は事業所等を有する宿泊事業者(※1)であって、次の要件を全て満たす者

- ・ 県内を勤務地とする常用労働者（雇用の期間を定めず雇う労働者又は1か月を超える期間を定めて雇う労働者をいう）の採用を行うもの
- ・ 「ギフッシュ」又はその他の県が認める就職情報Webサイトに企業紹介ページを掲載することができる者であること
- ・ 自社Webサイトを有する者であること
- ・ 生産性向上や労働条件・環境の改善等の働き方改革に取り組んでいること

ただし、次に掲げる施設を除く。

<対象外施設>

- ① 国、県又は市町村が所有、管理又は運営する施設
- ② 店舗型風俗特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項)を行う施設
- ③ 住宅宿泊事業法に規定のいわゆる「民泊」及び旅館業法に規定の「下宿営業」の用に供する施設

(※1)「宿泊事業者」

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者が行う同法第2条第2項及び第3項営業に係る施設を営む者をいいます。

<参考>

旅館業法（昭和23年法律第138号）

第二条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

(2) 岐阜県内の観光協会、観光地域づくり法人等（※2）であって、次の要件を全て満たす者

- ・ 自社Webサイトを有する者であること
- ・ 地方公共団体や地域の観光事業者等と連携し、地域一体での求人活動、生産性向上や労働条件・環境の改善等に取り組んでいること。

（※2）「観光地域づくり法人等」

観光庁が「登録DMO」若しくは「候補DMO」に登録した法人又は「候補DMO」登録申請予定の法人をいう。

※（1）（2）にかかわらず、次に掲げる者は補助事業者となることができません。

<対象外事業者>

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する営業を営む法人
- ② 消費者向け貸金業又はこれに類する営業を営む法人
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- ④ 暴力団等の反社会的勢力に属する事業者及び代表者又は役員等が暴力団員等であるなど暴力団がその経営・運営に関与している者
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- ⑥ 県税の未納がある者

3 補助金の交付条件

- ・ 自社Webサイトに、本事業で制作した動画を掲載すること。
- ・ 本事業で制作した動画を再編集してショート動画を作成する場合は、SNSに掲載すること。

※ 観光協会又は観光地域づくり法人等は、上記とあわせて、「ギフッシュ」又はその他の県が認める就職情報Webサイトに、本事業で制作した動画を掲載すること。

4 補助対象事業の概要

(1) 補助対象事業及び経費

- 補助金の対象となる経費は、事業の対象として明確に区別ができ、かつ、証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。
- 補助対象期間内において国、県、市町村等が交付する他の補助金、交付金等の交付の対象となった事業は、補助対象外となります。

補助対象事業	補助対象経費
<p>自社W e b サイト及び「ギフッシュ (https://gifush.pref.gifu.lg.jp/) 」又はその他の県が認める就職情報W e b サイトに掲載し、県内を勤務地とする常用労働者を採用することを目的とした企業等紹介動画 (1本に限る。) の作成</p> <p>【作成する動画の条件】</p> <p>ア 動画の規格・品質は、次を基準とし、パーソナルコンピュータ、スマートフォン等の個人用通信端末におけるW e bでの閲覧に最適化されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間 3分以上 ・アスペクト比 16:9 ・解像度 1,080p(1,920×1,080) ・静止画のみを使用した動画又は静止画を多用した動画は対象外とする。 <p>ただし、上記動画を作成する場合に限り、SNSに掲載するためのショート動画の作成を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業で制作した動画を再編集してショート動画を作成する場合は、SNSに掲載すること。 <p>イ 動画の内容は、次を基準とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、自社で働く魅力や岐阜県の観光産業で働く魅力を伝え、人材確保及び県内観光産業のイメージアップにつながる内容とすること。 <p>※職員の採用に資する内容と認められない場合 (単なる企業P R等) は対象外とする。</p>	<p>外部事業者への委託費 (補助対象事業の完了の日の属する年度の1月29日までに支払ったものに限る。)</p> <p>※動画の作成を委託する外部事業者を支払う費用に限るものとし、企画構成費及びW e bへの掲載費用を含む。</p> <p>※外部事業者は、県内に本社又は事業所等を有する者に限る。</p>

(2) 経理処理上の留意事項

- ア 補助金の支払いは、補助事業完了後の精算払いとなります。
- イ 補助対象事業者は、補助事業に係る経理について、その支出の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。補助事業終了後の補助金額の確定作業において、書類等の確認ができない場合には、補助対象外となります。
- ウ 交付金申請額の算出において、補助対象経費の合計に補助率を乗じた際、千円未満の端数が生じる場合は、切り捨てた金額を交付金申請額として計上してください。
- エ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。

5 補助対象期間

令和8年5月18日（月）～令和9年1月29日（金）

6 補助率及び補助限度額

補助率は補助対象経費の1／2以内です。

補助金額の上限額は1事業あたり500千円です。

7 申請手続

(1) 申請受付期間

令和8年5月18日（月）～11月30日（月）

※申請受付期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了します。

※交付決定前に締結した委託契約に係る経費は、補助対象となりません。

※郵送の場合、11月30日（月）必着（当日消印有効）

(2) 申請書類等の取得

補助金の交付要綱や、申請書等の様式は、次のいずれかの方法で取得できます。

①岐阜県ホームページ

トップページ > 報道発表 > 2026年度 > 2026年5月 > 「岐阜県観光人材確保推進事業費補助金」の募集を開始します

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/495521.html>

②窓口

県観光企画課でも配布します。詳細は、「14. 申請書提出先及び問い合わせ先」をご確認ください。

(3) 提出先

県観光企画課へ提出してください。

提出方法	提出先
メール	c11337@pref.gifu.lg.jp
郵送	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県観光文化スポーツ部 観光企画課 サステナブル・ツーリズム推進係 TEL：058-272-1111（内線3938）

(4) 提出方法

ア 申請書の提出はメールまたは郵送（簡易書留、特定記録など配達されたことが確認できる方法）によりお送りください。

イ メールで提出の際は、件名に【岐阜県観光人材確保推進事業費補助金】と記載してください。また、郵送で提出の際は、封筒の表面に【岐阜県観光人材確保推進事業費補助金申請書類在中】と朱書きしてください。

ウ 事業計画書の記入漏れや添付書類の不備があった場合は、審査に影響しますので、「提出書類のチェックリスト」により提出前に再度ご確認ください。

エ 提出された申請書類および添付資料は返却いたしません。

オ 申請書類作成、郵送等に係る費用は、申請者の自己負担となります。

(5) 提出書類

申請時	
1	チェックリスト
2	交付申請書（第1号様式） （添付書類）
3	事業実施計画書（別紙1）
4	採用計画書（別紙2） ※ 「1 採用計画」は宿泊事業者に限る。
5	収支予算書（別紙3） ※ 予算の裏付けとなる見積書等を添付すること。ただし、動画作成以外の費用を含む場合は、動画作成に係る費用を区別して明記すること。
6	誓約書（別紙4）
7	口座振込依頼書（別紙5） ※ 既に県へ登録済で内容に変更が無い場合は不要です。
8	県税に未納がないことを証明する納税証明書 （全ての税目の完納証明及び直近年度の税額の証明がされているもの） ※ 提出は宿泊事業者に限る。 ※ 証明書の交付請求時に「完納証明」を選択してください。 納税証明書については、最寄りの県税事務所へご相談ください。
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>【県税に関する問い合わせ先】 岐阜県公式HP トップ > くらし・防災・環境 > 税金 > 相談窓口 > 県税に関する問い合わせ先一覧 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5948.html</p></div>	
9	旅館業営業許可書（写） ※ 提出は宿泊事業者に限る。

8. 交付決定について

(1) 審査

申請書類を提出いただいた後、その内容を県において審査を行い、補助対象者及び補助金額を決定します。（必要な書類が一式揃ったものを正式な申請として受け付けます。）なお、書類に不備がある場合や補正が必要な場合には、ご連絡させていただきます。

※補正に係る申請書類作成、郵送等に係る費用は、申請者の自己負担となります。

(2) 交付決定

6月以降に順次審査結果を申請者に対し文書にて通知します。(補助対象者として決定された事業者の方には交付決定通知書を送付します。)

なお、交付決定前に審査の結果についてお答えすることはできませんので、ご了承ください。

9. 補助事業の完了

(1) 補助事業の完了

交付決定を受けた補助事業は、令和9年1月29日(金)までに、事業実施にかかる支払いを含め完了してください。

※期限内に完了しない(支払い含む)場合、補助金の交付はできません。

※クレジットカードを利用する場合は、令和9年1月29日(金)以前に引き落としが完了する必要がありますので余裕をもって事業を実施してください。

(2) 実績報告書の提出

補助事業の完了後30日以内、または令和9年2月12日(金)までのいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

※提出は期限日必着(当日消印有効)

(3) 提出書類

事業完了時
1 チェックリスト
2 事業実績報告書(第6号様式) (添付書類)
3 事業実施報告書(別紙1)
4 収支決算書(別紙2)
5 支出が確認できる書類(領収書、振込明細書)の写し
6 制作した動画を掲載した自社Webサイト等の画面の写し (動画のサムネイル画像、Webサイト名及びURLがわかるもの)

10. 補助金の請求と交付

(1) 補助金の額の確定通知

県は事業者から実績報告書の提出を受けた後、提出書類の検査を行い、適正な事業の執行が確認できた場合、補助金の額の確定通知書を送付します。

(2) 補助金の請求

県から補助金の額の確定通知書を受け取った事業者は、速やかに補助金請求書(第7号様式)により、額の確定通知書を受け取った日から30日以内、または令和9年2月26日(金)のいずれか早い日までに県へ請求を行ってください。

※期限までに請求書の受理が出来ない場合、補助金の交付はできません。

11. 採用状況報告について

宿泊事業者は、採用状況について採用状況報告書（第9号様式）により、令和8年度分を令和9年4月30日（金）までに、令和9年度分を令和10年4月28日（金）までに報告してください。

なお、観光協会又は観光地域づくり法人等は報告不要です。

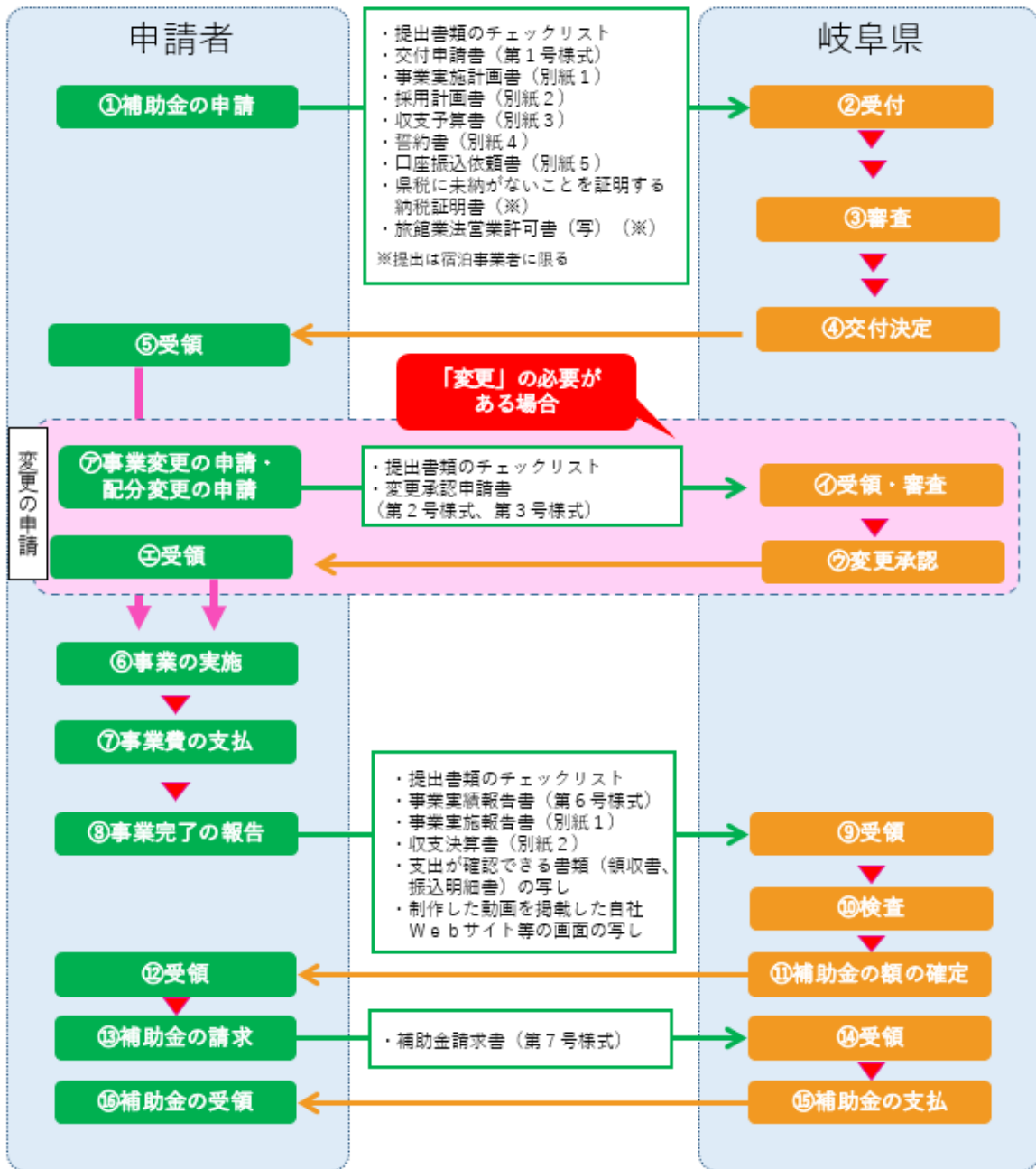
12. 事業実施における留意事項

本補助金の活用には、以下に記載した事項のほか、岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県観光人材確保推進事業費補助金交付要綱を遵守してください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業の内容や金額を変更しようとする場合、20パーセントを超える増額又は経費の配分の変更がある場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (4) 県が実施する施策の一環として、事業者名等の公表を行う場合があります。
- (5) 補助事業に係る調査依頼や、補助事業完了後に事業成果を公表していただくなど、県が実施する施策への協力を求める場合があります。
- (6) 同一目的の事業において、国等の補助金等の交付を受ける場合には、速やかに県に報告してください。国等の補助金等の補助対象経費になった部分については、この補助金の補助対象経費とはなりません。
- (7) 補助事業終了後、県の監査関係者が実地検査に入ることがあります。
- (8) 補助事業者が、岐阜県補助金等交付規則等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (9) 補助金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合には、申請者名等を警察へ通報することがあります。
- (10) 補助事業者は、補助対象事業により整備し取得し又は効用が増加した財産に、県補助金を受けて事業を実施した旨を表示しなければなりません。（表示に要する経費も対象経費となります）
- (11) その他、岐阜県観光人材確保推進事業費補助金交付要綱等に定める内容についてご確認ください。

13. 申請の流れについて

申請から補助金の交付までの流れは以下のとおりです。



14. 申請書提出先及び問い合わせ先

問い合わせは、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）。

窓口	所在地	電話番号・E-mail
県観光文化スポーツ部 観光企画課	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁	058-272-1111 (内線 3938) c11337@pref.gifu.lg.jp